

玉野三井病院の経営方針と計画

1. 短期計画

玉野地域の基幹病院として、1次、2次救急患者さまの受け入れ要請、訪問診療を行ったり訪問看護を委託している在宅療養患者さまの入院要請、施設入所中の患者さまの入院要請、他の医療施設よりの転入院要請に対して、常時対応できるような病院を目指します。地域の特性として、ご高齢の患者さまが多いので、ご入院の時点から退院後の療養に向けてのご相談をご本人、ご家族とさせていただきます。入院2週間をひとつのめどとして、2週間を過ぎて治療が落ち着いた患者さまについては、包括ケア病床、療養病棟などを利用して退院の調整をさせていただきます。看護ステーションに近い部屋を、緊急の入院に備えて可能な限り空けておけるよう細やかな部屋替えをさせていただきます。部屋替えは、毎週行う病床調節委員会で検討しながら患者支援室師長が行います。退院までの療養がスムーズに行えるよう、包括ケア病床を8床から21床に増やします。急性期病棟は、外科、内科、整形外科の混合病棟となります。複数の基礎疾患を持たれた患者さまが多いので、別々の科が治療を行うというのではなく、全科で治療に当たる意識を持ちたいと思います。そのため、急性期病棟については、毎週全科合同で多職種参加のカンファレンスを行います。

療養病棟もまた、患者さまの在宅復帰を援助させていただく目的で運営します。厚生労働省の方針に沿って、高い医療・看護の知識や技術が必要な患者さまは病院で療養していただき、そうでない患者さまは、介護の必要度が高くても施設か在宅で療養していただくようになります。医療度が低く、1-2ヶ月の包括ケア病床では対応できない患者さまについて、退院に向けた療養をしていただきます。しかし、一方で、この在宅復帰機能を強化した療養病棟として運営するためには、病棟の8割以上の患者さまが、高い医療度であることが条件になるため、それに応じた病床調節をいたします。

強化型の在宅支援病院として、地域医療を目指す研修医の研修施設となるよう、今後も訪問診療に力を入れていきます。今まで当院には訪問看護部門がありませんでしたが、新規の訪問診療患者さまに対して対応できるよう訪問看護部門を設けます。

